

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年六月二十七日

奈良県人事委員会委員長 栗山道義

奈良県人事委員会規則第五号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成十四年三月奈良県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「財団法人奈良県食肉公社（昭和六十一年三月十日に財団法人奈良県食肉公社という名称で設立された法人をいう。）」を「公益財団法人奈良県食肉公社」に、「財団法人奈良県農業振興公社（昭和四十七年八月一日に財団法人奈良県農業振興公社という名称で設立された法人をいう。）」を「公益財団法人なら担い手・農地サポートセンター」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。